

**黒部市飲食業等関連事業者支援給付金
申請受付要項（概要）**

【受付期間】 令和3年10月1日（金）から11月15日（月）まで

【申請方法】

1 申請書類の提出

別紙申請書類を市役所商工観光課窓口に「提出」又は次の宛先に「郵送」してください。

※令和3年11月15日（月）当日消印有効

＜宛先＞〒938-8555 黒部市三日市1301番地
黒部市商工観光課商工労働係 宛

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・市のホームページからダウンロード
- ・市役所商工観光課窓口
- ・宇奈月市民サービスセンター窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、10月1日（金）以降となります。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記の連絡先にお問合せください。

黒部市商工観光課商工労働係

電話番号：0765-54-2611 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

給付金を装った詐欺にご注意ください！

- 黒部市が給付金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 黒部市が給付金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、黒部市をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

黒部市飲食業等関連事業者支援給付金申請受付要項

令和3年9月30日

【受付期間】令和3年10月1日（金）から11月15日（月）まで

1 給付金の概要

新型コロナウイルス感染症の県内での感染拡大を受け、令和3年8月20日から令和3年9月12日までの期間において、富山県は、国の「まん延防止等重点措置」の適用対象地域に指定されました。また、飲食店の事業者の皆様には感染拡大防止のため、「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」といいます。）へのご協力をお願いしました。

それに伴い、黒部市では、①時短要請にご協力いただいた飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業の皆様、又は②市内の宿泊施設と直接の取引がある事業者の皆様のうち、経営に大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、「黒部市飲食業等関連事業者支援給付金」（以下「給付金」といいます。）を支給いたします。

2 給付金支給額

支給対象	支給額
① 飲食店と直接の取引がある事業者 又は 運転代行業者	10万円／1事業者
② 市内の宿泊施設と直接の取引がある事業者	20万円／1事業者

3 申請要件

給付金の申請は、令和3年8月又は同年9月の売上が前年又は前々年同月比で50%以上減少している市内事業者であって、次の要件のいずれかに該当するものとします。

- 1 時短要請に応じた飲食店と直接の取引があり、県給付金を受給した事業者
- 2 運転代行業者であり、県給付金を受給した事業者
- 3 市内の宿泊施設と直接の取引がある事業者

※3の事業者には該当する場合は、次に掲げる書類を申請書類に添付してください。

- (1) 営業活動を行っていることがわかる書類
(例：直近の事業年度の確定申告書の写し(A4サイズ)等)
- (2) 市内の宿泊施設と直接の取引を行っていることがわかる書類
(例：売上傳票の写し等)
- (3) 売上が減少していることがわかる書類
(例：昨年と今年8月の売上台帳の写し等)

4 申請手続き等

1 給付金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・市のホームページからダウンロード
- ・市役所商工観光課窓口
- ・宇奈月市民サービスセンター窓口

※要項及び申請書の窓口受け取りは、10月1日（金）以降となります。

2 申請書類・申請方法

別紙申請書類を市役所商工観光課窓口「提出」又は次の宛先に「郵送」してください。

※令和3年11月15日（月）当日消印有効

＜宛先＞〒938-8555 黒部市三日市 1301 番地
黒部市商工観光課商工労働係 宛

3 給付金の申請受付期間

令和3年10月1日（金）から11月15日（月）まで

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を支給します。

5 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、給付金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (2) 申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

6 給付金に関する問合せ先

給付金の申請等に関しては、下記の電話番号にお問合せください。

黒部市商工観光課商工労働係

電話番号：0765-54-2611 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

5 その他

- 1 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（給付金の額に年 10.95 %の割合で計算した額）を支払うことになります。
- 2 給付金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の営業時間短縮等への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。